

公 告 第 5 5 7 号

高額療養費支給手続規程の改訂について

標記の件、組合規約第 5 2 条の規定により下記のとおり公告します。

記

変更内容：健康保険法施行令等の一部を改正する政令等が公布され、年間上限の高額療養費制度を新たに設けられたことに伴い、年間上限の高額療養費を自動払いによる支給とする為。

新	旧
(目的) 第 1 条 この規程は施行規則第 1 0 9 条、1 0 9 条の 2、<u>1 0 9 条の 2 の 2 の 2</u>に基づき月間の高額療養費及び年間の高額療養費の支給手続を行うに必要とする事項を定める事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。 (請求形式) 第 2 条 社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書、調剤報酬明細書、訪問看護療養費明細書にかかる分については、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、又は療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにおいて、一部負担金等世帯合算額又は七十歳以上一部負担金等世帯合算額、基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額、元被扶養者合算額が健康保険法施行令第 4 2 条に定める額を超える場合それぞれ被保険者より高額療養費の請求があったものとみなす。ただし、年間の高額療養費については、組合が計算期間の全てにおいて<u>健康保険法施行令第 4 1 条第 1 項第 1 号イからへに掲げる額</u>を把握している場合に限るものとする。 第 3 条～第 4 条 (略) <u>附則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。</u>	(目的) 第 1 条 この規程は施行規則第 1 0 9 条、1 0 9 条の 2 に基づき月間の高額療養費及び年間の高額療養費の支給手続を行うに必要とする事項を定める事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。 (請求形式) 第 2 条 社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書、調剤報酬明細書、訪問看護療養費明細書にかかる分については、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、又は療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにおいて、一部負担金等世帯合算額又は七十歳以上一部負担金等世帯合算額、基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額、元被扶養者合算額が健康保険法施行令第 4 2 条に定める額を超える場合それぞれ被保険者より高額療養費の請求があったものとみなす。ただし、年間の高額療養費については、組合が計算期間の全てにおいて<u>外来療養に係る額</u>を把握している場合に限るものとする。 第 3 条～第 4 条 (略)

以上

令和 8 年 9 月 1 日

J-オイルミルズ健康保険組合

理事長 山口 好典

